

平成30年三重県議会定例会 防災県土整備企業常任委員会説明資料

1	防災対策部の組織機構について	1
2	平成30年度防災対策部予算について	2
3	東日本大震災、熊本地震への支援について	3
4	消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる 消防防災活動について	6
5	三重県の防災・減災対策について	16
6	地域防災力の向上について	18
7	災害対策活動体制の充実・強化について	22
8	迅速な対応に向けた防災情報の共有化について	28
9	危機管理の推進について	33
10	国民保護の推進について	35

【別冊】

- 別冊1：事務事業概要
- 別冊2：平成30年度当初予算主要事業

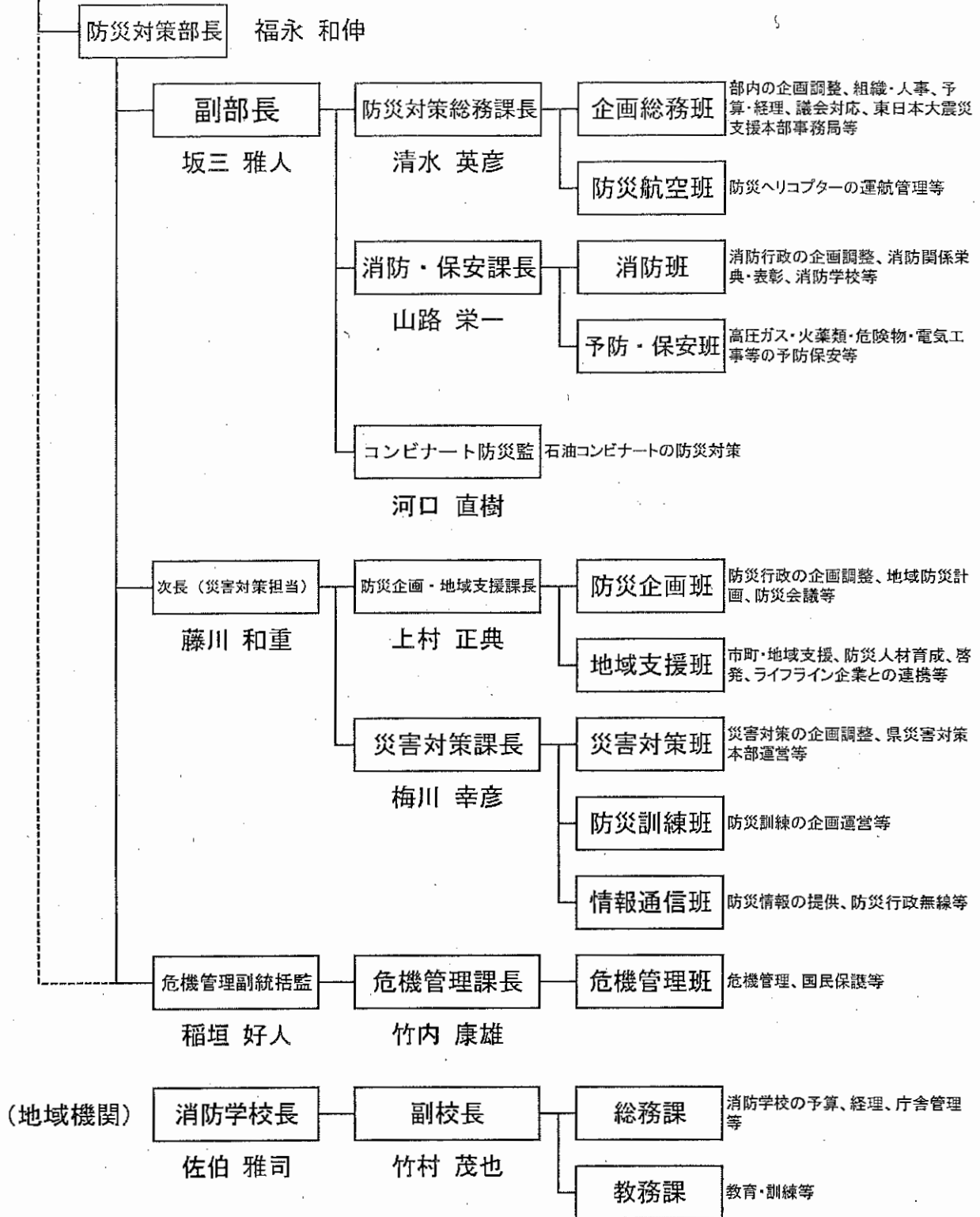
平成30年5月25日
防災対策部

1 防災対策部の組織機構について

危機管理統括監

服部 浩

平成30年4月1日現在



職員数

本庁	77 (16)
地域機関	14 (7)
合計	91 (23)

()は市町等からの派遣職員数で内数

2 平成30年度防災対策部予算について

○施策毎の予算状況

(単位：千円、%)

施策・基本事業名 (主な構成事業名)	平成30年度 当初予算額	平成29年度 1号補正後予算額	比較	
			増減	増減率
111 災害から地域を守る人づくり	33,058	46,291	△ 13,233	71.4
11101 防災人材の育成・活用 ・「みえ防災・減災センター」事業 ・地域防災課題解決プロジェクト事業	33,058	46,291	△ 13,233	71.4
112 防災・減災対策を進める体制づくり	1,140,568	1,247,284	△ 106,716	91.4
11201 防災・減災対策の推進 ・DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業 ・地域減災対策推進事業	130,509	140,640	△ 10,131	92.8
11202 災害対策活動体制の充実・強化 ・災害時受援体制整備事業 ・防災ヘリコプター運航管理費 ・国民保護対策費 ・災害救助事業	363,891	553,915	△ 190,024	65.7
11203 迅速な対応に向けた防災情報の共有化 ・防災行政無線整備事業 ・防災情報プラットフォーム事業 ・気象情報収集事業	414,333	307,193	107,140	134.9
11208 消防救急体制の充実・強化 ・消防行政指導事業	171,001	178,201	△ 7,200	96.0
11209 高圧ガス等の保安の確保 ・高圧ガス指導事業	60,834	67,335	△ 6,501	90.3
121 地域医療提供体制の確保	13,261	13,103	158	101.2
12103 救急医療等の確保 ・救急救命活動向上事業	13,261	13,103	158	101.2
行政運営2 行財政改革の推進による県行政の 自立運営	1,236	1,486	△ 250	83.2
40201 自立的な県行政の運営 ・危機管理推進事業	1,236	1,486	△ 250	83.2
人件費	564,599	565,129	△ 530	99.9
その他	126	158	△ 32	79.7
防災対策部 計	1,752,848	1,873,451	△ 120,603	93.6

3 東日本大震災、熊本地震への支援について

1 東日本大震災への支援

(1) 概要

知事を本部長とする「三重県東日本大震災支援本部」(平成 23 年 3 月 14 日設置、知事・副知事・危機管理統括監・関係部局長で構成)において、全庁的な支援体制を構築しており、各部局が情報を共有しながら被災地・県内避難者への支援に取り組んでいます。(平成 29 年度: 2 回開催)

また、3 月 11 日には、県庁講堂において追悼式を開催しています。(被災県以外での開催は三重県のみ)

(2) 平成 29 年度の主な取組

被災地の復旧・復興状況を確認するため、知事が岩手県・宮城県・福島県を訪問し、各県知事と面談しました。

① 人的支援

○ 県職員 (派遣期間: 平成 29 年 4 月 1 日～30 年 3 月 31 日)

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	河川・海岸等の災害復旧業務	総合土木	1 名
	防災集団移転促進事業等に係る都市計画法に基づく開発許可業務等	建築	1 名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1 名
福島県	定住促進、二地域居住促進等の地域振興に係る業務	一般事務	1 名
計			6 名

② 被災地への支援・交流事業

- 「東日本大震災被災地派遣職員活動記録集 2017」の作成および東日本大震災被災地派遣職員との意見交換会を実施[防災対策部]
- 四日市市消防本部へ東日本大震災パネルを貸し出し、イオンモール四日市北店において実施された震災関連パネル展示を支援[防災対策部]
- 東日本大震災七周年追悼式を実施[防災対策部]
- 「みやぎの復旧復興セミナー」を、宮城県と共催で開催(三重県勤労者福祉会館)[農林水産部]
- 「多面的機能の維持・発揮活動第 10 回みえのつどい」および「平成 29 年度獣害につよい三重づくりフォーラム」において、宮城県の農業農村の復旧復興状況をパネル展示で PR[農林水産部]
- 県庁食堂にて、「みんなで応援! ふくしまを食べよう」キャンペーンを実施[農林水産部]

- GAPに取り組む三重県農業大学校とアグリカレッジ福島の交流・連携により、県庁にてアグリカレッジ福島産のリンゴの販売・PRを実施[農林水産部]
- 高校生および中学生等の宮城県、福島県訪問、ボランティア活動や交流学习等を実施[教育委員会]
- 県立図書館および市町立図書館等において、東北地方の歴史や文化の紹介、観光パンフレットの提供などを行うキャンペーンを実施[環境生活部]

③県内避難者への支援

三重県への避難者数（平成30年4月末現在）	
岩手県 86名	宮城県 54名
福島県 136名	茨城県 55名
その他 31名	
計 362名（118世帯）	

- 避難者総合相談窓口の設置[防災対策部]
- 県ホームページにおいて生活関連情報の提供[防災対策部]
- 被災県、ボランティア団体等からのお知らせについて、市町を通じて避難者へ配布[防災対策部]
- 県内への避難者を対象とした住宅の提供[県土整備部・教育委員会・企業庁]

(3) 平成30年度の取組

①人的支援

○県職員（派遣期間：平成30年4月1日～31年3月31日）

派遣先	業務内容	職種	人数
宮城県	農地・農業用施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	漁港・海岸施設等の災害復旧業務	総合土木	1名
	河川・海岸等の災害復旧業務	総合土木	1名
	防災集団移転促進事業等に係る都市計画法に基づく開発許可業務等	建築	1名
岩手県	水道施設復旧業務	電気	1名
福島県	定住促進、二地域居住促進等の地域振興に係る業務	一般事務	1名
計			6名

②被災地、県内避難者への支援・交流

東日本大震災八周年追悼式の実施や高校生および中学生等の被災地訪問（ボランティア活動、交流学习等の実施）など、引き続き全庁的な連携を図りながら、支援・交流を行っていきます。

2 熊本地震への支援

(1) 概要

平成28年4月18日に知事を本部長とする「平成28年(2016年)熊本地震対策庁内連絡会議」(知事・副知事・危機管理統括監・関係部局長で構成、5回開催)を設置し、全庁的な支援体制のもと、被災地への支援に取り組んできました。引き続き各部局が支援に取り組んでいます。

(2) 主な取組

被災地の復旧・復興状況を確認するため、熊本県を訪問し、熊本県知事および益城町長と面談しました。

① 平成29年度までの取組

- 熊本地震被災地派遣職員との意見交換会を実施[防災対策部]
- 物資支援を実施(県および市町保有アルファ化米)[防災対策部]
- 県職員有志により義援金を募集[戦略企画部]
- 南阿蘇村および大津町へ職員を派遣(短期派遣:物資拠点等支援・家屋被害認定支援)[総務部]
- 災害被害者等に対する県税の減免・納期限変更等を実施[総務部]
- 医療救護班を派遣(三重大学附属病院 他)[健康福祉部]
- DMATロジスティックチーム(鈴鹿中央総合病院)およびDPAT(国立病院機構榊原病院 他)を派遣[健康福祉部]
- 災害廃棄物処理支援(四日市市 他)および給水活動支援(日本水道協会三重県支部)を実施[環境生活部]
- 官民協働設置「みえ災害ボランティア支援センター」による災害ボランティア活動支援を実施[環境生活部]
- 県立図書館および市町立図書館等において、熊本県・大分県の歴史や文化の紹介、観光パンフレットの提供などを行うキャンペーンを実施[環境生活部]
- 美里町へ職員を派遣(長期派遣)[農林水産部]
※職員3名を交代で派遣(職種:農業土木技師)
- 三重テラスにおいて、義援金募集やチャリティオークションを実施[雇用経済部]
- 熊本県へ職員(2名、職種:総合土木)を長期派遣[県土整備部]
- 被災建築物応急危険度判定士および被災宅地応急危険度判定士を派遣[県土整備部]
- スクールカウンセラー等を派遣[教育委員会]

② 平成30年度の取組

- 熊本地震被災地派遣職員活動記録のとりまとめ集を作成[防災対策部]
- 県ホームページにおいて支援ページを公開[戦略企画部]
- 本庁舎において災害義援金募金箱を設置[子ども・福祉部]
- 県内への避難者を対象とした県営住宅を提供[県土整備部]
※入居者:2世帯3名
- 熊本県へ職員(1名、職種:総合土木)を長期派遣[県土整備部]

4 消防・保安行政の推進と防災ヘリコプターによる消防防災活動について

1 消防団の充実・強化について

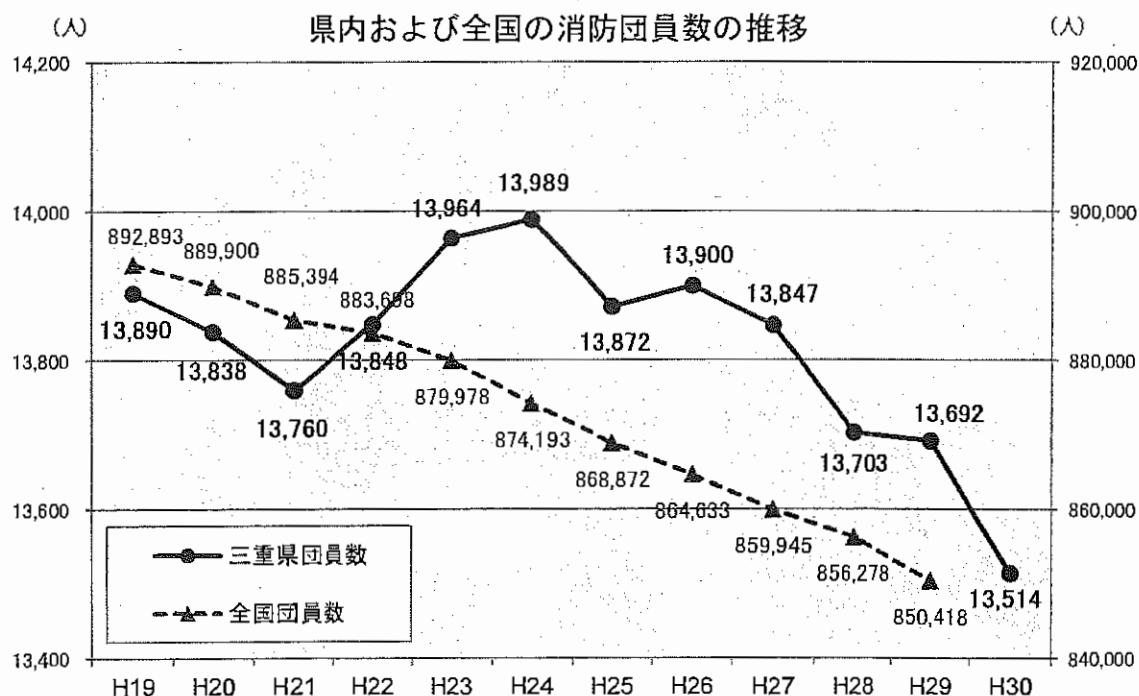
(1) 三重県の消防団の現状

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として大きな役割を果たしていますが、全国的に団員数の減少や被雇用者割合の増加、平均年齢の上昇などが課題となっている中で、県内の消防団の現状は次のとおりです。

① 消防団員数の推移

消防団員数は、平成22年以降は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成30年4月1日現在で13,514人（速報値）と、人口減少や高齢化により入団対象となる住民が減少している市町や定数の見直し（定数削減）を行っている市町があり、昨年度から178名減少しています。

10年間の推移を比較すると、全国の減少率（▲ 4.8%）よりは低いものの、県の減少率は▲ 2.3%となっています。



② 消防団員の就労構造の推移

消防団員に占める被雇用者の割合は、平成20年に7割を超え、高い水準で推移しており、平成29年4月1日現在で、74.9%となっています。

※ 全国の消防団員における被雇用者の割合（平成29年4月1日現在） 73.2%

③ 消防団員の平均年齢の推移

県内消防団員の平均年齢は、年々、高齢化が進んでおり、平成29年4月1日現在で41.5歳となっています。

※ 全国平均年齢（平成29年4月1日現在） 40.8歳

④ 女性消防団員の割合の推移

女性消防団員は、平成30年4月1日現在で、21の消防団に473名（速報値）が在籍しており、県内の全団員に占める割合は、3.5%となっています。

※ 全国の女性消防団員の割合（平成29年4月1日現在） 2.9%

(2) 今後の取組

① 地域住民への情報発信

消防団への理解および参加の促進を図るため、広報媒体等を活用して、地域住民に対して消防団の活動内容および役割等の周知を行います。

また、消防団員の確保と消防団の活性化を図るため、三重県消防協会と連携して消防団員入団促進キャンペーンを実施します。

② 若年層への入団促進

若年層の入団促進を図るため、大学、短大等へのポスター配布や県新規採用者へのリーフレット配布等を行うとともに、就職活動支援の一環である「学生消防団活動認証制度」の活用を市町に働きかけていきます。

③ 女性消防団員の入団促進

女性団員同士の交流や女性団員の入団促進を図るため、三重県消防協会と連携して「三重県青年・女性消防団員研修会及び交流会」を開催します。

④ 機能別消防団員の充実強化

消防団活動の更なる充実強化を図るため、消防団幹部に大規模災害団員など多様な形態を周知するとともに、地域の実情に応じた機能別団員の導入について、市町に助言や支援を行っていきます。

⑤ みえ消防団応援の店制度の実施

消防団への理解を促進し、地域防災力の充実強化につなげるため、消防団員およびその家族に特典やサービスを提供する「みえ消防団応援の店制度」（実施主体：三重県消防協会）が、平成29年10月1日からスタートし、平成30年5月1日現在、1,358店舗に登録いただいています。

登録店舗等の名称、所在地およびサービス内容等を三重県消防協会ホームページに掲載し、消防団員に周知を図るとともに、登録いただいた店舗等には、「みえ消防団応援の店ステッカー」の掲示をお願いしています。

※ 特典・サービス例

料金の5%割引、ドリンク一杯サービス、ポイント2倍、粗品進呈など

2 消防の広域化および連携・協力について

(1) これまでの取組

① 国の対応

ア 消防組織法の改正および広域化の基本指針の策定（平成18年度）

消防庁は、消防が災害や事故の多様化および大規模化などに対応していくためには、消防の広域化が必要であるとし、平成18年6月に消防組織法の一部改正を行うとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を制定しました。

基本指針において、都道府県は「消防広域化推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、5年度以内（平成24年度まで）に広域化を実現することとされました。

イ 広域化の基本指針の一部改正（平成25年4月1日）

法改正後、全国的に広域化の進んでいない状況をふまえ、消防庁は基本指針を改正し、広域化の推進期限を平成30年4月1日まで5年間延長しました。

ウ 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（平成29年4月1日）

広域化の取組と並行し、通信指令業務の共同運用など事務の一部における「消防の連携・協力」を進めることとし、2023年4月1日までを推進期間とする「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を制定しました。

② 県の対応

ア 三重県消防広域化推進計画（平成20年3月）

県においては、広域化に向けた第一段階として、管轄人口10万未満の小規模消防本部の解消を考慮し、15消防本部から8ブロックへの広域化を平成24年度までの当面の目標とし、第二段階として管轄人口をおおむね30万の規模とする4ブロックを目標とし、さらに将来目標として県域消防本部とすることを示した推進計画を策定しました。

イ 三重県消防広域化推進計画（改訂版）（平成26年3月）

消防庁の基本指針の改正を受けて、県の推進計画の計画期間を平成30年4月1日までとする計画に改訂しました。

また、国の基本指針に示されていない県独自の取組として、個別業務の共同処理に取り組むことを「機能別広域化」と称し、連携・協力を推進していくこととしました。

平成28年度から桑名市消防本部、四日市市消防本部および菰野町消防本部の3消防本部の通信指令業務について、高機能指令センターを設置し、共同運用に取り組んでいます。

(2) 広域化および連携・協力の基本指針の一部改正（平成30年4月）

消防庁は、広域化および連携・協力の基本指針を改正し、推進期間を2024年4月1日まで延長しました。

この改正において、各消防本部には、「消防力カード」を活用し、取り巻く現状分析と今後のあるべき姿を都道府県と共有して、広域化や連携・協力の実施について検討することを、都道府県には、それらの検討内容をふまえた推進計画の再策定を求めています。

(3) 県の対応方針

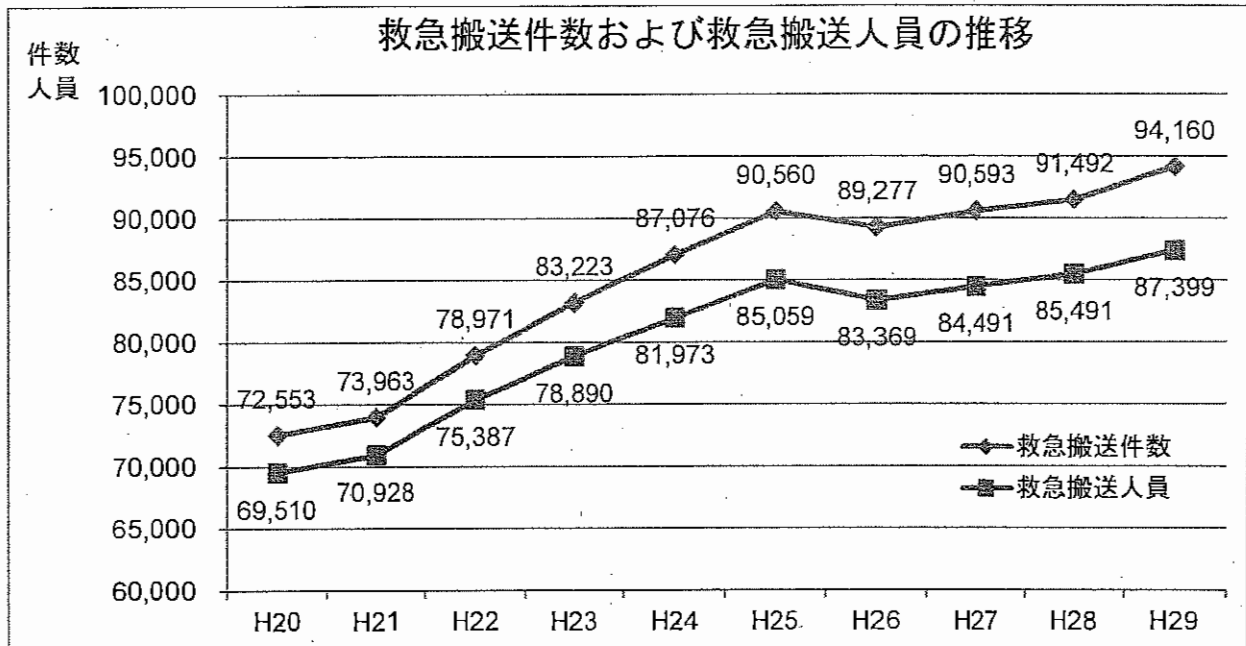
各消防本部と意見交換を行い、消防の広域化や連携・協力の可能性を見極め、県推進計画の再策定について検討します。

3 円滑な救急搬送と救急救命士の育成について

(1) 救急搬送の現状と救急搬送の円滑化に向けた取組

救急出動件数および救急搬送人員数は年々増加しており、平成29年中（速報値）の三重県内における救急出動件数は94,160件（前年比2.9%増）、搬送人員は87,399人（前年比2.2%増）となっています。

※ 全国（平成28年） 救急出動件数 2.6%増、搬送人員 2.6%増



引き続き、適切な医療機関への円滑な搬送や受入れが行われるよう、消防機関と医療機関が連携し、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用に努めていきます。

(2) 救急救命士の育成に向けた取組

① 救急救命士の養成

県内消防本部が派遣する消防職員の養成機関への受入れについて、調整および支援を行います。（年間約25名）

② 救急救命士の資質の向上

現在、救急現場で活動している救急救命士の資質の向上および救急救命士の行う救急救命処置の範囲等の拡大（以下「処置拡大」という。）に対応するため、消防学校と連携した指導救命士の養成講習、処置拡大講習を実施します。また、意識障害や心筋梗塞等の観察および処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施します。

4 高圧ガス事業所等の予防・保安対策について

(1) 概要

高圧ガス、LPガスおよび火薬類を取り扱う施設並びに電気工事業者等に対する規制を適切に実施することにより、事故防止、保安の確保を図っています。

なお、石油タンク等の危険物施設については、消防法に基づき各消防本部が規制・指導を行っています。

ア 高圧ガス・LPガス関係

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガス事業所等の完成検査、保安検査および立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、LPガス販売事業等に関して、立入検査等を実施し、保安の確保に努めています。

(平成30年3月31日現在)

●高圧ガス関係事業所数（製造所、貯蔵所等）	3,481
当該事業所に対する完成検査および保安検査並びに立入検査件数	479
●LPガス販売所数	400
当該販売所に対する立入検査件数	417

イ 火薬類関係

火薬類取締法に基づき、火薬類を取り扱う関係事業所に対し、火薬庫等の完成検査、保安検査および立入検査等を実施し、火薬類の保安の確保に努めています。

(平成30年3月31日現在)

●火薬類取扱事業所数（煙火製造所、火薬庫、販売所）	107
当該事業所に対する完成検査、保安検査および立入検査件数	113

ウ 電気関係

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録および事業者の事務所等への立入検査等を実施し、電気工事の欠陥等による事故の発生防止・拡大防止に努めています。

(平成30年3月31日現在)

●電気工事業関係事業所数	1,826
当該事業所に対する立入検査および現地調査件数	164

エ 消防関係

消防法に基づき、危険物取扱者および消防設備士免状所持者に対する保安講習を実施し、危険物や消防用設備の不備等による事故の発生および被害の拡大防止に努めています。

(平成30年3月31日現在)

●危険物取扱者保安講習	20回実施	3,994名
●消防設備士講習	9回実施	984名

(2) コンプライアンス確保への取組

平成20年度に大手企業において高圧ガス保安法に係る法令違反が相次いで判明したことから、平成21年度から高圧ガス関係業者等に対し、コンプライアンス研修会等によりコンプライアンスの徹底を図っています。

(平成29年度実績)

- コンプライアンス研修 平成30年3月15日、16日 (津市、四日市市)
高圧ガス関係の許認可手続きおよび施設管理の留意点等について、関係法令に基づく講義を実施 (233名受講)

- 地域創生人材育成事業
石油コンビナート等の保安推進に係る中核的人材を育成するための研修会を実施
 - ・ 産業安全塾 平成29年6月13日～10月4日
14講座 (8日間) 23名受講
 - ・ 保安対策セミナー 平成29年7月5日 1講座 60名受講
演題「リスクアセスメントとハザードの特定」
 - ・ ハザード低減対策体験研修 平成29年10月10日～10月13日
8講座 (4日間) 181名受講
 - ・ 現場技術者養成講習 平成30年1月12日～1月31日
3講座 (6日間) 54名受講

(3) 今後の取組

昨年度に引き続き、保安検査や立入検査、コンプライアンス研修を実施し、関係事業所等に対する保安の確保を図っていきます。

講習等においては、緊急停止など通常運転以外で事故の危険性が高いことを取り上げ、事故の未然防止に努めていきます。

また、保安に係る人材育成についても、四日市コンビナート地域防災協議会など関係団体による人材育成の研修を支援していきます。

5 石油コンビナートの防災対策について

(1) 石油コンビナート地域における防災対策の概要

全国の石油コンビナート地域は、32道府県に83地域（特別防災区域）が指定されており、規制を受ける事業所（特定事業所）は679となっています。

県内では、四日市臨海地区および尾鷲地区の2区域が指定され、規制を受ける事業所は、34（四日市33、尾鷲1）となっています。

石油コンビナート地域では、危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積しているため、危険物施設に対する消防法、高圧ガス施設に対する高圧ガス保安法等、個別の保安関係諸法による規制に加え、石油コンビナート等災害防止法に基づく各施設の面積や配置、防災施設や資機材の設置や配備、自衛防災組織の設置等が定められるなど、災害発生時における被害の拡大防止に向けた総合的な対策をとっています。

県は、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部を設置し、コンビナート地域に係る防災計画を策定しています。また、この計画に基づく対策を推進するとともに、関係市およびその他の防災関係機関が実施する事務や業務の総合的な調整を行います。

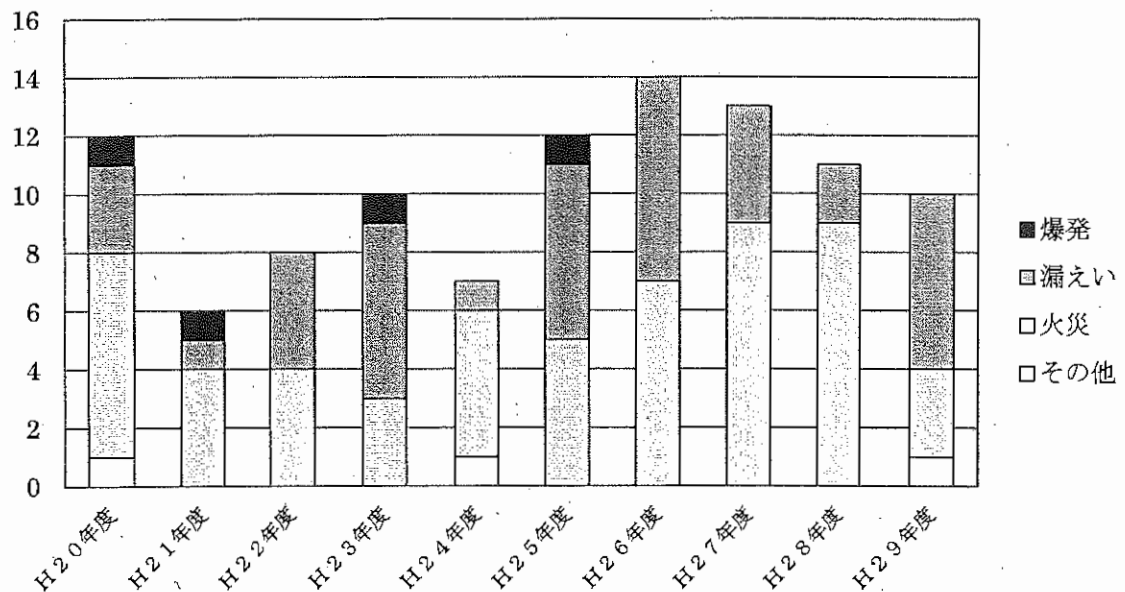
(2) 事故災害の現状と対策

平成29年度における県内石油コンビナート地域における火災等の事故発生件数は10件（四日市臨海地区10件、尾鷲地区0件）で、大規模な事故や爆発事故は発生しなかったものの、過去5年間の状況を見ても高止まりの傾向にあります。

近年の事故原因は、腐食などの設備の維持管理上の問題や、人為的なミスによるものが多いため、ハード面の強化策として、事業所への立入検査により設備の維持管理の徹底を指導するとともに、保安担当者の意識向上を図るため研修会などを開催してソフト面の支援を行っています。

また、消防その他関係機関と連携した防災訓練の実施等により、事故の発生防止や拡大防止を図っています。

特定事業所において発生した事故



(3) 三重県石油コンビナート等防災計画の見直し

東日本大震災や南海トラフ地震の被害想定の見直しにより平成 25 年度に「石油コンビナート防災アセスメント」を実施しました。また、平成 26 年 1 月の三菱マテリアル（株）四日市工場の爆発火災事故など、近年、全国的に死傷者を伴う重大事故が発生していることから、災害を未然に防止するため平成 27 年 3 月に「三重県石油コンビナート等防災計画」を大幅に見直しました。

平成 27 年度以降は、コンビナート事業者に対して防災計画の周知を行うとともに、関係機関と連携しコンビナート事業者の対応状況の把握に努めています。

(4) コンビナートにおける保安人材の育成

平成 26 年 2 月に発足した、関係省庁連絡会議の報告書の中で、『石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故件数は、平成 6 年から増加傾向にあり、近年も依然高い水準にある。死傷者数についても増減はあるものの、近年も高い水準にあり、これらの背景には、リスクアセスメントや人材育成・技術伝承等の問題がある。』と分析しています。

平成 26 年度の「三重県石油コンビナート等防災計画」の改正においても、重大事故の発生防止のため、事業所内での従業員に対する「教育・訓練の充実」を図ることとしています。

このような中、コンビナート事業所における保安に係る中核的人材の育成を支援するため、平成 27 年度から平成 29 年度において、国の地域創生人材育成事業を活用して、安全の専門家を育成する『産業安全塾』、産業安全に関する最新の動向を管理職等に講演する『保安対策セミナー』、プラントで発生する爆発や火災などの危険を体験する『ハザード低減対策体験研修』、現場従業員の安全に関する技術力を向上させる『現場技術者育成講習』を実施してきました。

平成 30 年度は、引き続き『保安対策セミナー』を実施するとともに、県が実施した『産業安全塾』は、コンビナート事業者による「四日市コンビナート地域防災協議会」が継続して研修を実施する予定であることから、これを支援していきます。

6 防災ヘリコプターによる消防防災活動について

(1) 概要

平成5年4月に発足した三重県防災航空隊は、消防組織法により県が設置して市町・消防本部の協力を得て、防災ヘリコプター「みえ」による救急・救助活動や災害応急対策活動、林野火災防御活動等を担っています。

平成29年9月1日から新防災ヘリコプター「みえ」の供用を開始し、救助資機材のすべてを更新したほか、機外カメラにより撮影した動画等を即座に地上へ電送する「ヘリコプターテレビ電送装置」や、全国の消防防災ヘリコプターの活動位置をリアルタイムに把握し、応援ヘリコプター等に対して災害の発生エリアや詳細情報を共有できる「動態管理システム」などを加え、県の消防防災体制を強化しています。

(2) 運航管理体制

- ①基地 津市伊勢湾ヘリポート（津市雲出鋼管町2-2）
- ②人員体制 防災航空班10名（うち9名は、市町消防職員）
交替勤務により年中駐在
※ヘリコプターの操縦、点検整備等は委託
- ③運航時間 8時30分から17時15分まで
※緊急時は、日の出から日没まで

(3) 航空隊の主な任務

- ①陸路輸送の困難な山村・離島からの救急患者の搬送
- ②山岳遭難事故や河川・海等での水難事故等における捜索・救助
- ③高層建築物火災における救助
- ④地震、台風、豪雨の災害状況およびガス爆発等の大規模事故の状況把握
- ⑤災害時の緊急物資の輸送、被災者の救出、避難誘導
- ⑥林野火災等における空中からの消火活動
- ⑦災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加

(4) 航空隊の緊急運航実績

(注) 県外の件数は内数。

	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
		県外		県外		県外		県外		県外
救急	32	2	33	0	39	4	32	3	47	8
山岳	25		33		39		40		44	
水難	8	4	5	3	13	4	4	4	5	8
その他	0		0		0		0		2	
消火	7	1	4	1	1	1	2	0	6	0
災害対策	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
小計	74	7	75	4	93	9	78	7	104	16

5 三重県の防災・減災対策について

平成 30 年 3 月、三重県の防災・減災対策に関する新たな行動計画として「三重県防災・減災対策行動計画」を策定しました。

(1) 計画の概要

① 計画の位置付け

本計画は、平成 25 年度に策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」、平成 26 年度に策定した「三重県新風水害対策行動計画」を統合した、今後の三重県の防災・減災対策のあり方を示す新しい行動計画です。

また、「三重県防災対策推進条例」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画」を推進するための行動計画と位置づけています。

② 施策体系

施策体系については、「三重県地域防災計画」の構成とあわせて、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」を 3 つの柱に据えるとともに、その下に地域防災計画の章と同じ項目名の「施策項目」、地域防災計画の節と同じ項目名の「施策小項目」を設定しました。

この「施策項目」、「施策小項目」に沿った具体的な行動の取組内容を、179 の「行動項目」として掲げています。

うち、特に注力すべき取組課題を、7 つの「重点的取組」テーマとして整理し、69 の行動項目を「重点行動項目」として選択しました。

③ 計画期間

平成 30 (2018) 年度を初年度とし、2022 年度を目標年とする、5 か年の計画としています。

④ 重点的取組

行動計画では、これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、「自助」「共助」「公助」にかかる 7 つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めています。

(重点的取組)

- 1 県民の防災活動をさらに促進する。
- 2 育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める。
- 3 各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める。
- 4 近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める。
- 5 県・市町の災害対策活動をさらに強化する。
- 6 様々な主体による防災力をさらに向上する。
- 7 災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める。

(2) 平成 30 年度の取組

計画の推進にあたり、県関係各部署のほか、関係機関と連携して、取組を進めていきます。

なお、特に市町に対しては、市町防災カルテをとりまとめ、計画の促進を図ります。

○ 市町防災カルテについて

防災・減災対策行動計画に関連する平成 30 年度の取組として、市町防災カルテをとりまとめ、活用していきます。

ア 目的

県内市町の防災の取組状況について、市町ごとに作成する防災カルテとしてとりまとめ、市町に対し防災・減災対策の支援を行う際の参考資料として活用します。

イ 実施方法

各市町にアンケート調査を実施し、その調査内容をもとに県職員とみえ防災・減災センター教員が各市町を訪問し、担当者からヒアリングを行い、結果を県がとりまとめ、県と市町間で共有します。

ウ 実施スケジュール（案）

- ・ 5月～6月 市町アンケート調査の実施
- ・ 7月～8月 ヒアリング
- ・ 9月 市町防災カルテのとりまとめ、市町へのフィードバック

エ カルテの活用期間

平成 30(2018)年度～2022 年度（防災・減災対策行動計画の計画期間）

6 地域防災力の向上について

1 現状

発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に対応するため、県や市町、防災関係機関を中心とする「公助」、県民や地域、事業者等の「自助」、「共助」の取組を促進し、地域防災力を向上させていくことが必要です。

そのため、防災対策が日常生活の中に溶け込み、県民の災害対応力が養われている状態にある、いわゆる「防災の日常化」の定着を図るための取組を進めています。

県と三重大学が全国ではじめて設置した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」（以下「センター」という。）では、産学官民が相互に連携して、防災に関する人材育成をはじめとした事業に取り組んでいます。

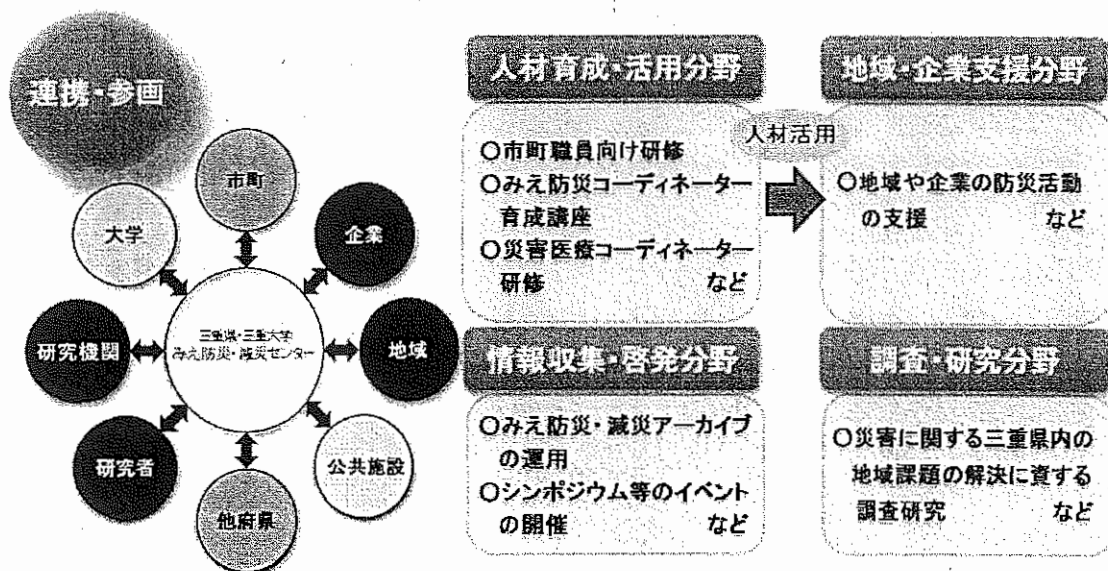
また、市町や地域への防災・減災対策の支援として、県の防災技術指導員による津波避難の「Myまっぷラン」の水平展開、避難所運営に関するマニュアル策定や運営訓練などの支援に取り組むとともに、「みえの防災大賞」などで自主防災組織の優れた取組を顕彰するなど、自助・共助の取組の定着を支援し、地域防災力の向上に努めています。

2 平成 30 年度の取組

(1) センターの取組

センターでは、防災に対する①人材育成・活用②地域・企業支援③情報収集・啓発④調査・研究に取り組めます。

また、今年度から新たにセンターに市町職員（3名）と気象台職員（1名）を受け入れ、センターのハブ機能、シンクタンク機能を強化します。



① 人材育成・活用事業

即戦力としての活用をめざした人材育成と、地域の防災力向上に資する人材の活用を目的として、防災・減災に関する知識や経験、技能を有するみえ防災コーディネーター等を登録する制度（「みえ防災人材バンク」）を運用しています。

また、市町等が取り組む防災活動への防災人材の派遣をより活性化させることを目的として、平成30年度は「みえ防災人材バンク」登録者の地域活動を促進するため、新たにライオンズクラブ寄附金を原資とした基金をセンターに造成しました。

【主な事業】

- ・みえ防災塾（さきもり基礎コース、さきもり応用コース）
- ・みえ防災コーディネーター育成講座
- ・市町防災担当職員研修
- ・自主防災組織リーダー研修
- ・専門職（医療・看護）防災研修 など

② 地域・企業支援事業

地域や企業等の防災・減災対策を支援するための相談窓口をセンターに設置するとともに、多様な主体の交流により地域防災力を向上させることを目的とした事業を行っています。

平成30年度は、「地域防災課題解決プロジェクト事業」を実施し、「避難行動要支援者の支援体制の構築」や「地域で共助を担う消防団と自主防災組織の連携」など、これまで解決が困難であった地域の防災課題について、センター、センターに職員を派遣した市町、県が連携し、効果的な解決手法の検討、地域でのワークショップ等による実践・検証を行うとともに、手引書を作成し県内市町へ水平展開を図ります。

【主な事業】

- ・相談窓口の設置と運用
- ・みえ企業等防災ネットワークの運営（BCP策定支援、防災研修等）
- ・地域防災研究会の開催
- ・DONET研究会の開催 など

③ 情報収集・啓発事業

県民の防災意識向上を目的として、啓発コンテンツを整備するとともに、防災啓発事業を企画、実施しています。

平成 30 年度は、「みえ防災・減災アーカイブ」や防災紙芝居を活用した防災・減災対策の啓発を促進するため、「みえこどもの城」や児童館と連携した講習会開催などにより、次世代への普及啓発の充実を図ります。

【主な事業】

- ・みえ防災・減災アーカイブ (<http://midori.midimic.jp/>) の運営
- ・みえ風水害対策の日シンポジウムの開催（9月）
- ・みえ地震対策の日シンポジウムの開催（12月） など

④ 調査・研究事業

研究機関としての大学の機能を活用し、大学教員と行政職員が一体となった実践的な調査および研究を実施しています。

平成 30 年度は、「南海トラフ地震に関する調査研究」、「風水害に関する調査研究」、「避難所でのトイレ対策に関する調査研究」、「家庭における耐震対策を促進するための調査研究」をテーマとして、調査・研究を実施します。

(2) その他の取組

①津波避難に関する三重県モデルの水平展開および避難所運営マニュアル策定指針による避難所単位の運営マニュアルの作成支援

東日本大震災以降、住民一人ひとりの津波避難計画である「Myまっぷラン」を活用した取組を中心に取りまとめた、これからの県における津波避難の基本的な考え方である「津波避難に関する三重県モデル」を水平展開してきました。

また、避難所運営に男女共同参画や障がい者、外国人等への配慮の視点を取り入れるなどの改定を行った「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づき、避難所単位の運営マニュアルの作成も推進してきました。

平成 30 年度は、これら取組が市町や地域において広く展開されるよう、引き続き県の防災技術指導員を中心に地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、「みえ防災人材バンク」の登録者を活用して県内各地域への取組促進を図ります。

② 防災意識の醸成に向けた普及啓発

県民の皆さんに日頃から防災に関する正しい知識を身につけていただき、防災意識の向上を図ることを目的に、以下のような啓発事業を実施しています。

- ・ 防災啓発専門員による防災啓発車（地震体験車）の運用 3台
- ・ みえの防災大賞による自主防災組織の顕彰
- ・ 自主防災組織交流会の開催 など

7 災害対策活動体制の充実・強化について

1 現状

大規模災害や風水害等に備えて、県や市町等において、防災訓練の実施や三重県版タイムラインの運用、受援体制の整備のほか、市町での各種マニュアル作成に対する支援等により、公助の基盤となる県・市町等における活動体制の充実・強化に努めています。

2 平成 30 年度の取組

(1) 防災訓練の実施

① 概要

東日本大震災および紀伊半島大水害の教訓をふまえ、即応型のより実践的な訓練を実施することにより、県民の防災活動に関する意識の高揚を図るとともに、市町や防災関係機関と連携して、災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対応が実施できる体制を整備します。

② 防災訓練の基本的な考え方

近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、県・市町・防災関係機関等が連携した実践的な実動訓練および県災害対策本部や地方部が主催する図上訓練等を通じて、実践的な災害対応力の向上を図ります。

また、これらの訓練や昨年度に策定した三重県広域受援計画の活動実験を行うことで、災害対策本部活動、地域防災計画などの検証と改善を図ります。

③ 主な訓練内容

ア 三重県受援体制整備に向けた活動実験

三重県広域受援計画および三重県広域防災拠点（北勢拠点）の各機能の検証を行うとともに、市町物資拠点や自治体応援職員の受入れ等に関するモデル実験を行いました。

開催日：平成30年5月20日（日）

場 所：三重県広域防災拠点（北勢拠点）ほか周辺施設（四日市市内等）

イ 大規模津波防災総合訓練・三重県総合防災訓練（実動訓練）

大規模津波を想定し、地域の災害特性、住民参加、関係機関との連携強化の視点をふまえつつ、実際の災害対応において活動する場所、実動可能な人員、施設、資機材、各種協定等を活用する実践的な機能別訓練を、県と国土交通省、四日市市、鳥羽市等が共同で実施します。

開催日：平成30年11月3日（土）

場 所：四日市市、鳥羽市（サテライト会場）

④ 図上訓練

これまでの検証で明らかになった課題に対し、対応能力の着実な向上を図るとともに、関係機関との連携強化を推進しつつ、組織的な活動能力の向上を図るため、総合図上訓練（8月31日）と統括部図上訓練（平成31年2月8日）を実施します。

また、各地方部においても地域の災害特性に応じた対応力向上をめざし、図上訓練等に取り組んでいきます。

⑤ 他府県等と連携した訓練

近隣府県との災害応援協定等に基づき、災害時の連携強化を図るため実施します。

- ・ 緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練（静岡県） 11月4日（日）～5日（月）
- ・ 近畿府県合同防災訓練（福井県） 11月9日（金）～10日（土）
（緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練）
- ・ 中部現地対策本部訓練 11月29日（木）
- ・ 自衛隊防災訓練（南海レスキュー30） 平成31年1月～3月
- ・ 中部ブロック防災対策推進連絡会 広域防災訓練（実動訓練） 時期未定
- ・ 中部9県1市広域災害時等応援協議会 情報伝達訓練 時期未定
- ・ 関西広域応援訓練（図上訓練） 時期未定

（2）県および市町の受援体制の整備

平成30年3月に三重県広域受援計画（P27別紙参照）を策定し、本計画に基づき、大規模災害時には迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることであります。

あわせて、当計画を市町において具体的に展開できるよう、5月20日に実施した三重県広域防災拠点（北勢拠点）を活用した実験の活動内容の検証結果を整理し、モデル市町と連携して、自治体応援職員、支援物資、ボランティアの受入れ内容等について検討を行い、市町受援計画策定の作業手順等を取りまとめた手引書を作成します。

手引書をもとに、次年度以降、県内市町への水平展開を一層図る予定です。

（3）三重県版タイムラインの運用、市町タイムラインの展開

「三重県版タイムライン」とは、発災前から予測できる風水害である台風に対し、県における災害対応の事前対策として、発災前から「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理することで、被害の最小化をめざすためのものです。

今年度からは本格的に運用することとしていますが、被害を最小にするためには、県だけでなく被害が想定される市町も一体的に取り組むことが重要となります。

このため、今年度末までに地方部の「地方部タイムライン」を策定するとともに、今年度中に関係市町の意見交換等を経て、「市町タイムライン」の「基本モデル」を作成する予定であり、今後、「基本モデル」を活用して県内市町への水平展開を一層図っていきます。

三重県版タイムライン（イメージ）

いつ(何時)		何を(行動)			誰が(運用主体)							
Time	State	Action		Minutes	Subject		Concerned organization					
目安となる時系列	想定される状況等 (自然現象や気象情報等)	TLレベル & 項目 No.	行動内容	行動項目	行動項目を完了させるための目標所要時間【最大】 【分】	県災害対策本部 (総括部隊)	関係機関	総括班	情報班	市町	消防本部	津地方気象台
5日前 ～ 2日前	○台風の発生 ○台風の接近 ○台風に関する気象情報	TLレベル1(タイムライン発動) ※台風の5日または72時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る、または前線の動向などで決定 (参考とするトリガー情報) □台風経路図 □台風に関する東海地方気象情報 □台風に関する三重県気象情報										
		1	タイムライン発動	タイムライン発動	30	◎	○	○	○	○		
		2		準備体制に伴う職員配備の確認	30	◎	○					
		3		緊急派遣チームの派遣判断	60	○		○				
		4		地方部派遣チームの派遣状況の把握	60	○		○				
		5		台風接近に伴う中止または延期するイベントの検討依頼	30	○						
		6		県有施設における被害未然防止対策の依頼	30	○						
		7		関係施設への安全確保の周知依頼	30	○						
		8		タイムライン連携会議の開催準備	60	◎		○	○	○		
		9		緊急部長会議の開催準備	60	◎		○	○	○	○	
10		ゼロ・アワー検討時期の判断	30	◎	○							
2日前 ～ 1日前	○台風が本土上陸 ○台風の影響による降雨 ○大雨・洪水注意報等	TLレベル2(準備段階) ※台風の48時間進路予想で、三重県エリアが予報円に入る場合、または県内で災害の発生するおそれがあることなどで移行 (参考とするトリガー情報) □大雨・洪水・強風・高潮注意報										
		11	準備体制	準備体制に伴う職員配備	30	◎	○					
		12		緊急派遣チームの派遣判断	60	○		○				
		13		地方部派遣チームの派遣状況の把握	60	○		○				
		14		タイムライン連携会議の開催	60	◎		○	○	○	◎	
		15		緊急部長会議の開催	60	◎		○	○	○	◎	

(4) DONETを活用した津波予測・伝達システム

① DONET (Dense Oceanfloor Network System for Earthquakes and Tsunamis) とは

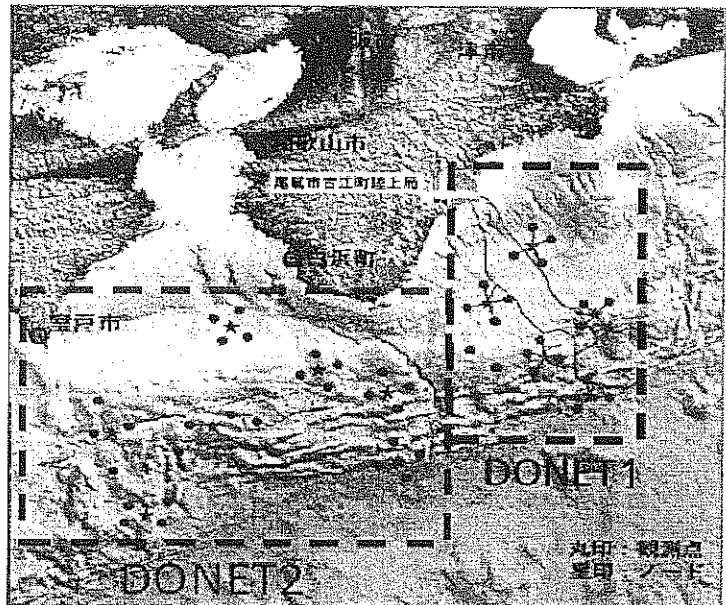
DONETとは、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する「地震・津波観測監視システム」のことで、南海トラフ地震の震源域周辺に強震計や水圧計からなる観測装置を設置し、地震や津波の発生を常時監視しています。熊野灘沖の東南海地震の震源域に設置されたDONET1と、潮岬から室戸岬沖の南海地震震源域に設置されたDONET2とがあり、DONET1は平成23年8月から、DONET2は平成28年4月から運用されています。

② 「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の展開

県では、このDONET1の観測情報を活用し、津波の発生を緊急速報メールで地域住民に伝え、津波の到達時間や高さ、浸水区域等を即時に予測して県庁に設置されたモニター等に表示する「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩サミットの地震・津波対策として整備し、平成28年5月から伊勢志摩地域で運用を開始しています。

また、伊勢志摩地域と同様に、南海トラフ地震発生時に深刻な津波被害が想定されている県南部7市町（南伊勢町（旧南島町地域）、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）に本システムを導入するため、平成29年4月1日からDONETの運用を行う国立研究開発法人防災科学技術研究所（茨城県つくば市）へ県職員を派遣し、平成31年4月からの運用に向け津波被害想定データの作成等、必要な作業を実施しています。

三重県が活用する DONET1 には、20 の観測点があり、各観測点には、強震計、広帯域地震計、水晶水圧計などの観測装置が設置され、さまざまなタイプの海底の動きを捉えることが可能である



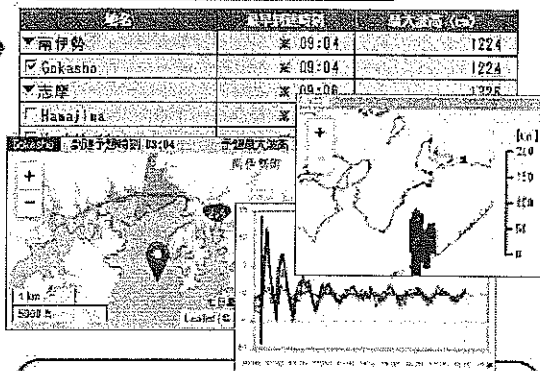
DONET を活用した津波予測・伝達システムの機能と特長



(1) 緊急速報メール



(2) 津波即時予測機能



(1) 緊急速報メール
津波を観測したことを伝え、高台避難を促す内容のメールを対象地域の住民等へ一斉に送信。

(2) 津波即時予測機能
津波が沿岸部に到達する時間や高さ、陸地での浸水域や浸水深等を予測し、県庁モニター等に表示。

(1) 緊急速報メール

- 津波の観測が継続している場合は、これを知らせるメールを1時間ごとに発信し、浸水地域に戻ることを防止する。
- メール本文は和英併記とし、日本語を母語としない人にも情報を提供する。

(2) 津波即時予測機能

- 地震発生直後や夜間等、防災ヘリ等で現地の確認が困難な場合であっても、システムが表示する情報に基づき、人員派遣の配分決定等、早期の災害対応に活用する。

③ 今後の対応

ア 津波即時予測情報の市町への提供

システムによる津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、津波被害が予想される市町に情報提供する場合であっても、同法に基づく津波予報の認可を取得する必要があります。

については、平成31年3月までに津波予報にかかる気象業務法認可を取得する予定です。この認可取得により、現在は県内部でのみ活用されている津波即時予測情報を、市町の災害対策活動等で活用することが可能になります。

イ 伊勢湾岸地域への展開

伊勢市以北の伊勢湾岸地域において、システムを整備するかどうかについて、今後検討を進める必要があります。

みえ防災・減災センターの「DONT研究会」等を活用し、伊勢湾岸地域への展開について関係市町と意見交換しながら検討を進めたいと考えています。

(5) 海拔ゼロメートル地帯における広域避難

県北部の海拔ゼロメートル地帯は、伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来したり、大規模な地震が発生した場合、道路被害や長期間にわたる浸水の継続等によって甚大な被害が生じることが懸念されています。

こうしたなか、当該地域の多数の住民を自治体の枠を越えて円滑に避難させるため、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策に取り組んでおり、今年2月には、桑員2市2町や中部地方整備局等と連携してスーパー伊勢湾台風を想定した図上訓練を実施したところです。

平成30年度、大規模地震時の広域避難の円滑な実施に資する実効性のあるガイドラインの提示について国に提言したところですが、その他にも、広域避難時の物資調達等の課題の検討、広域避難実施要領の改訂、2市2町との図上訓練等を実施していく予定です。

(6) 大規模地震対策特別措置法の見直しへの対応

大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震の予知を前提とした防災対応については、確度の高い予知は困難との判断から、国が今後新たな防災対応を定めることとしています。

それまでの間、南海トラフ沿いで大規模地震に関連する異常な現象が発生した場合、気象庁から「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が発表されることから、県では、当面の対応として、県民への広報や市町および防災関係機関との連絡体制を取り、災害等に備えることとしました。

引き続き、国等の動向を注視しながら防災対応について検討していきます。

三重県広域受援計画について

基本方針等

【基本方針】

- 南海トラフ地震や大規模災害時に、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に「三重県広域受援計画」を策定。
- 熊本地震、紀伊半島大水害、東日本大震災等過去の災害の教訓をふまえた受援活動。
- 熊本地震をふまえ、国の具体計画に基づく分野に、三重県独自の新たな下記の3つの分野を加え、幅広く効果的な受援活動。
 - ①高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画、
 - ②ボランティアの受入れに関する計画、
 - ③自治体応援職員の受入れに関する計画
- 各分野にかかる計画ごとに、時系列に活動を整理したタイムライン、県が連携すべき関係機関の役割分担、受援にあたっての各主体の活動内容等を整理し、様々な関係機関と役割分担・連携した適時的確な受援活動。
- 国や他県の応援に対し、県の受援対応だけでなく、市町の基本的な受援対応を整理。

【計画の適用】

- 南海トラフ地震の想定震源断層域にかかる地域において震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報発表。
- 県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合。

計画の構成

第1章 総則
第2章 緊急輸送ルートに関する計画 被害が甚大な地域へ、全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルートの啓開活動を定める。
第3章 救助・救急、消火活動に関する計画 人命救助に重要な72時間を考慮し、救助・救急、消火活動にあたる自衛隊、消防、警察（広域応援部隊）の救助活動拠点を定めるとともに、受援活動を定める。
第4章 医療・保健活動に関する計画 多数の負傷者の発生や医療機関の被災により、医療ニーズが増大し、被災地内の医療資源だけでは対応できない事態が想定されるため、全国から派遣される保健医療活動チームの受援活動を定める。
第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画 社会福祉施設等の被災に伴い高齢者等の避難生活に支障を来すことが想定されるため、全国の自治体及び事業者団体と連携した広域的な介護職員等の受援活動を定める。
第6章 物資調達に関する計画 災害発生4日目以降の国のプッシュ型支援物資が届けられないため、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援活動のほか、国のプッシュ型支援物資が届くまでの災害発生後3日間の対応等の受援活動を定める。

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画 《燃料供給》 災害応急対策活動に従事する車両や、災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設の燃料を優先的に供給するため、国や県石油商業組合への要請などの受援活動を定める。 《電力・ガスの臨時供給》 災害対策本部設置の庁舎及び災害拠点病院などの重要施設への電力及びガスの臨時供給のため、国や事業者への要請などの受援活動を定める。

第8章 ボランティアの受入れに関する計画 高齢者、障がい者、外国人はもとより、支援を必要とする被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、県内外の多分野のボランティア・NPOが連携し、「抜け・漏れ・落ち」のない支援につなげる受援活動を定める。

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画 大規模災害時に発生する膨大な災害対応業務を県及び市町の人的資源のみで実施することは極めて困難であるため、他の自治体からの広域的な応援を円滑に受けるための受援活動を定める。
--

本県の計画の特徴

要配慮者へのきめ細かな支援につなげる受援活動	<ul style="list-style-type: none"> ■医療活動だけでなく、保健予防活動等も幅広く定める。 ■医療・保健・福祉の連携を図る。
県内の被害状況を想定した物資受援活動	<ul style="list-style-type: none"> ■県のセーフティネットを備えた孤立地域へ航空機輸送、協定締結に基づき民間流通事業者による物資支援。
ボランティア等による抜け・漏れ・落ちのない支援につなげる受援活動	<ul style="list-style-type: none"> ■県内外のボランティア団体等様々な関係者が参加し、情報共有・連絡調整の場「協働プラットフォームフォーラム」を県域及び被災現地に構築。
自治体応援職員を躊躇せず受入れ、適材適所に配置する受援活動	<ul style="list-style-type: none"> ■県災害対策本部に「応援・受援班」を新たに設置。 ■県及び市町の迅速な受援体制構築のため、応援職員が従事する業務をあらかじめ整理。
市町受援計画につなげる計画	<ul style="list-style-type: none"> ■県と一体的に受援対応すべし市町の対応のポイントを整理。 ■県の受援計画に基づき、今後、市町受援計画策定につなげる取組。

8 迅速な対応に向けた防災情報の共有化について

1 防災情報プラットフォーム

(1) 概要

県では、災害情報等を収集し、提供する仕組みである「防災情報提供プラットフォーム」を平成15年度から運用してきましたが、平成29年4月から、災害対策本部活動の支援機能等を強化した新しい「防災情報プラットフォーム」の運用を開始しました。

この新しいプラットフォームは、①「防災みえ.jp」ホームページ ②「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス ③市町等から被害情報等を収集し災害対策本部の活動を支援する防災情報システム で構成しています。

①「防災みえ.jp」ホームページ

県が収集した気象情報、地震・津波情報、ライフライン情報等の防災・災害に関する情報を県民等に提供するシステムであり、これまでの文字による情報に加え、避難指示・勧告、避難所開設、被害状況については、地図を活用した情報提供も行っています。

また、防災に関する各種資料等を提供するとともに、気象情報、地震・津波情報等については、携帯電話用サイトでも提供しています。

②「防災みえ.jp」防災情報メール等配信サービス

登録者に電子メールで気象情報、地震・津波情報等の提供を行うシステムであり、登録者数は約44,000人です。(平成30年3月末現在)

また、環境生活部大気・水環境課と協力して「PM2.5注意喚起情報」の配信も行っています。

さらに、平成29年6月からは、SNS(ツイッター)による気象情報、地震・津波情報等の情報提供を開始しています。

③ 防災情報システム

災害対策本部の設置時に、市町等から被害情報や避難情報を収集し、市町の避難に関する情報をLアラートに発信するとともに、県、市町、消防本部、その他の防災関係機関で災害に関する情報を共有するシステムです。

収集した情報は、時系列管理票で進捗管理を行うとともに、地図を活用して重ね合わせて表示させることなどにより、視覚的に状況把握や対策立案を行うことができます。

(2) 平成30年度の取組

ホームページについては、県民の皆さんが身を守るために必要な情報をわかりやすく提供できるよう、情報の内容や提供方法について充実を図っていきます。

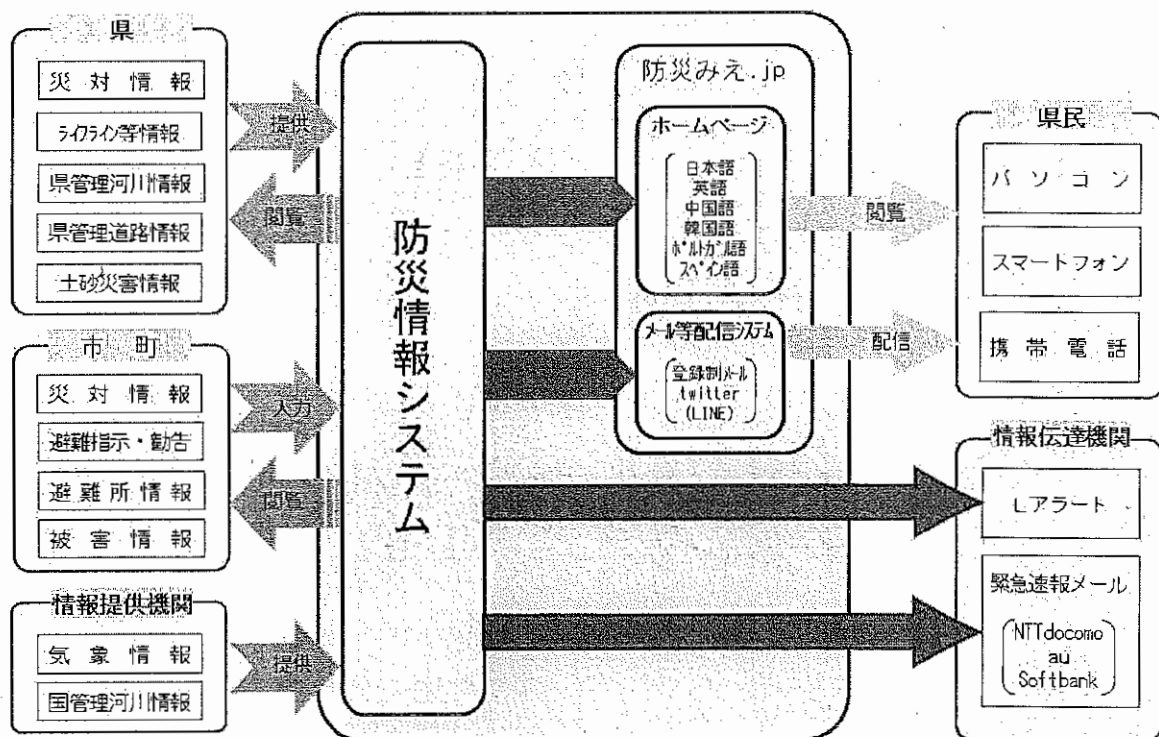
また、メール等配信サービスについては、配信内容や利用方法等について周知・啓発を行うことにより認知度を高めて、県民の皆さんの「自助」「共助」の促進に繋げていきます。

さらに、災害対策本部活動の支援機能については、災害対策本部設置時の運用状況をふまえながら継続的な改善を図っていきます。

なお、平成 30 年度には、下記の機能の改善および追加を行います。

- ア 防災みえ.jp ホームページ
 - ・スマートフォン用画面による情報提供
 - ・国管理河川の水位の提供
- イ 防災情報システム
 - ・広域受援計画に基づく、応援要請や受援状況の入力および一覧表による表示
- ウ その他
 - ・タイムラインに基づくツイッターによる情報発信について、LINEでも発信する仕組みの追加

防災情報プラットフォームの概要



2 防災通信ネットワーク等

(1) 概要

① 防災通信ネットワーク

災害時に防災関係機関相互の通信を確保する「防災通信ネットワーク」は、「地上系防災行政無線」「衛星系防災行政無線」「有線系通信」で構成し、県庁舎、市町役場、消防本部、警察署、災害拠点病院、国等の関係機関に設置しています。

機 関 名	設置機関数	設置箇所数			
		地上系	衛星系	有線系	
中継所	—	23	—	—	
県庁舎等	13	13	10	13	
(内 訳)	端末局	116	132	52	74
	市 町	29	46*	29	45*
	消防本部	15	15	15	15
	警察署関係	19	19	1	0
	医療関係	18	18	4	0
	報道関係	3	3	0	0
	県地域機関、県関係	19	19	0	12
	国関係	8	7	3	2
ライフライン	5	5	0	0	
合計	129	168	62	87	

※ 市町の地上系の設置箇所数が設置機関数より多いのは、現在も市町村合併前の役場に設置している所があるため

ア 地上系防災行政無線

山上等に設置した中継局を介して防災関係機関に設置した固定局および車等の移動局の相互間で音声通信等を行う無線通信設備です。

イ 衛星系防災行政無線

赤道上空の静止衛星を介して、防災関係機関や可搬型無線機の相互間で音声通信、画像伝送等を行う通信設備です。現地からの映像伝送やテレビ会議等にも利用できます。

ウ 有線系通信

インターネット等を利用して防災情報や画像情報など大容量のデータ通信を行う通信設備です。

② 防災ヘリコプター用無線通信設備

平成 28 年度に防災ヘリコプターとの通信に使用している防災行政無線のデジタル化による再整備を行い、平成 29 年 9 月からの新しい防災ヘリコプターの運航に合わせて運用を開始しました。

③ 防災ヘリコプターテレビ映像伝送設備

平成 28 年度に防災ヘリコプターからのテレビ映像を伝送するシステムの整備を行い、災害時に防災ヘリコプターにより撮影した被災地の画像情報等を、災害対策本部で確認できるようになりました。

(2) 平成 30 年度の取組

現在使用している地上系防災行政無線設備は、整備から 13 年が経過し故障が増加してきていること、電波関係法令の改正により 2022 年 11 月までしか使用できないことから、設備の更新を図っていきます。

また、有線系通信設備も機器が保守期限を迎えていること、使用している OS のサポートが終了していることから、設備の更新を図っていきます。

なお、平成 30 年度には、地上系防災行政無線設備および有線系通信設備の更新のための設計を行います。

(参考)

○ 市町の防災行政無線

市町が整備している防災行政無線には、大きく 2 種類あります。

一つは「同報系」で、各戸に受信機を設置したり、地区に屋外スピーカーを設置するなどして、市町役場から地域住民に直接情報を放送するものです。

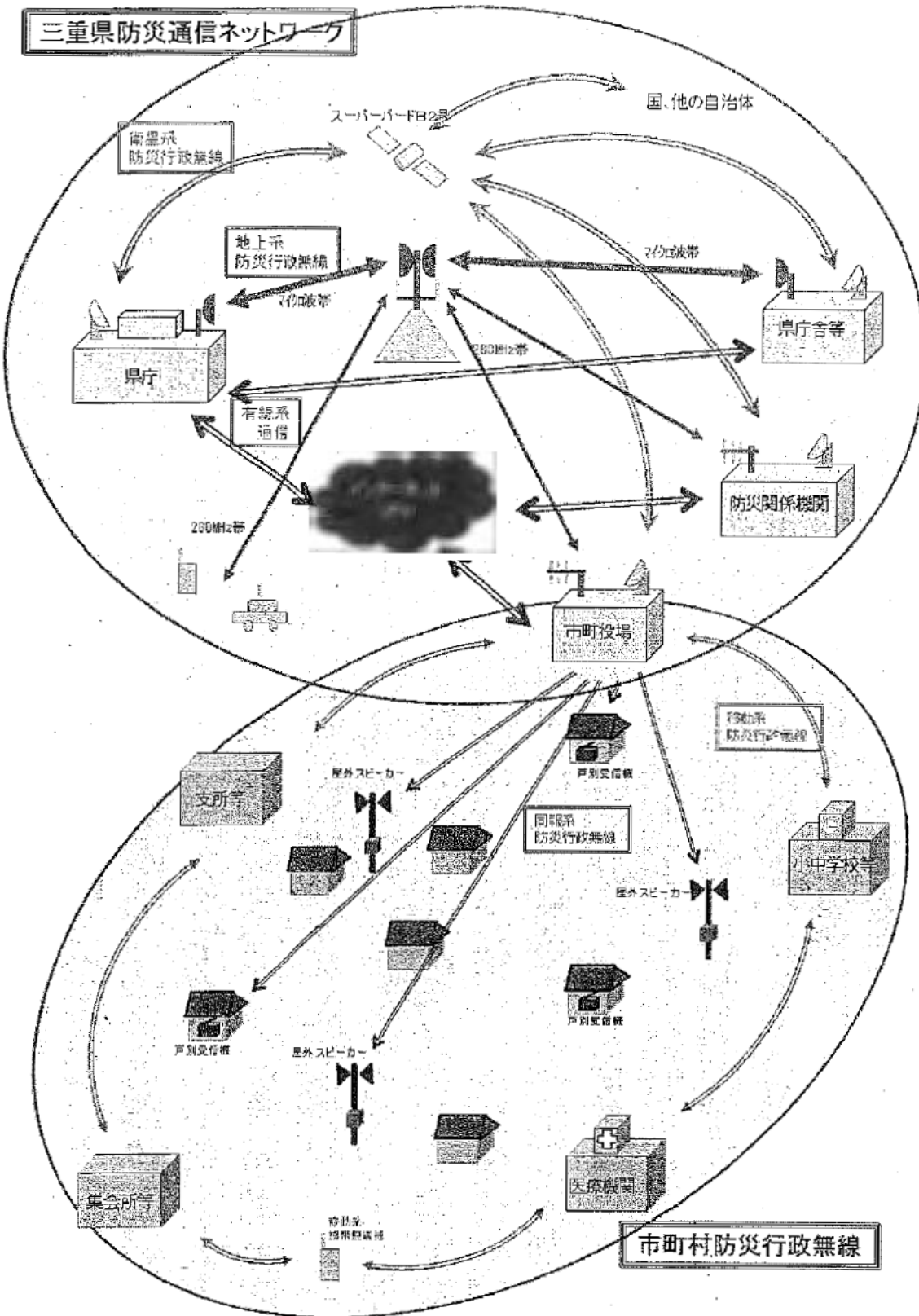
もう一つは「移動系」で、主として市町役場と支所、避難所などの連絡用として配備しているものです。

現在、29 市町のうち、28 市町が同報系無線^{*}を、29 市町が移動系無線を整備しています。

また、再整備に合わせてデジタル化を図っています。

※ 同報系無線を未整備の名張市は、コミュニティ FM 放送にて対応

「三重県防災通信ネットワーク」と市町の防災行政無線



9 危機管理の推進について

1 三重県危機管理方針等について

県では、「三重県危機管理方針」、「三重県危機管理計画」および「三重県危機管理実施要領」を作成し、「知る」、「備える」、「行動する」をキーワードとして、全庁的な危機管理を推進しています。

(1) 三重県危機管理方針

県の危機管理推進の基本的な方針をまとめたもので、全職員が危機管理に取り組む共通認識とするものです。

(2) 三重県危機管理計画

危機管理体制の構築、危機発生時の対応、未然防止対策等の危機管理に係る基本的な取組をまとめたものです。

(3) 三重県危機管理実施要領

危機管理を実施する際の各取組の具体的な内容やサポートツール等をまとめたもので、職員の行動の手引きとなるものです。

2 危機管理体制について

平成 24 年度から、多岐にわたるリスクに対して、より一層、的確な対応を図るため、危機管理に関して全庁を統括するとともに、危機発生時における各部局横断の強い指揮権限を持つ「危機管理統括監」を設置し、危機管理体制を強化しています。

また、平成 25 年度には、地域における危機管理機能を強化するため、「危機管理地域統括監」を設置しています。

さらに、各部局等に「危機管理責任者」を配置し、「危機管理責任者会議」の設置により部局間の連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理を推進する体制を構築しています。

危機発生時には、必要に応じて危機対策本部を設置し、迅速かつ的確に対応します。

3 主な取組

(1) 危機・リスク情報の早期把握と対応

各部局等において、危機・リスク情報（県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態や県の組織運営において県民の信頼を損なう事態の発生につながる恐れがある情報）を認知した場合には、危機管理統括監から知事へ迅速に報告を行うとともに、各部局等に対し、その処理対応について助言、調整等を行っています。

(2) 発生した危機事案の原因分析と再発防止措置の実施

県において危機が発生した場合には、危機発生の原因（人的要因、システム的な要因）や背景にある問題点を分析し、再発防止のために必要な措置を講じています。

(3) リスク情報等の活用

職員向けの庁内ホームページや庁内メールを活用し、危機管理に関する情報等について全庁へ情報共有を行うことにより、危機発生の未然防止を図っています。

(4) 危機管理の取組状況のモニタリング

各部局等における危機管理の取組状況を、防災対策部においてモニタリングし、その取組の改善を支援しています。

(5) 研修・訓練

ア 新任所属長、新任班長等を対象とした職務に応じた危機管理研修を実施

イ 課長等（本庁の課長および地域機関の室長等）が課室員に対し対話形式による研修を実施

ウ 個別の危機管理マニュアルに基づく危機対応訓練や、危機管理連絡網に基づく情報伝達訓練の実施

4 今後の取組

引き続き、職員の危機管理意識の浸透や危機への対応力の向上に向け、研修・訓練を実施します。

また、各部局の危機管理責任者等と連携を密にし、危機発生時により迅速かつ的確に対応していきます。

10 国民保護の推進について

1 国における関係法令等の整備について

- ・平成 15 年 6 月 「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(事態対処法)の制定
- ・平成 16 年 6 月 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)の制定
- ・平成 17 年 3 月 「国民の保護に関する基本指針」(以下、国基本指針)を閣議決定(都道府県国民保護モデル計画の公表)

2 県における国民保護計画の作成について

関係法令や国基本指針に基づき、県では、平成 18 年 3 月に、「三重県国民保護計画」(以下、県国民保護計画)を作成しました。(県内全市町も作成済)

その後、国基本指針等の改正に基づき、所要の変更を行ってきましたが、平成 29 年 12 月 19 日に国基本指針が新たに変更されたこと等をふまえ、平成 30 年 4 月 26 日付けで県国民保護計画を変更しました。

【変更内容】

(1) 国基本指針の変更に伴うもの

①県における訓練についての変更

訓練について、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加

②避難施設の指定についての変更

都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮することおよび避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記

③武力攻撃事態等において住民に期待する行動等に関する啓発についての変更

平素から Jアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動等の周知に努めることを明記

(2) 関係する機関等の名称変更、関係法令の施行等による変更

(3) 三重県の概要にかかる変更

三重県の地形、人口、地域別昼夜間人口、道路、鉄道、石油コンビナートの状況について、新たな統計資料等に基づく変更

今後、県国民保護計画を県ホームページへ掲載し、周知を図るとともに、県内の市町、関係機関へ通知します。

3 県国民保護訓練の実施

緊急対処事態発生時における初動対応の確認、関係機関相互の連携強化等、対処能力の向上を図るため、平成 19 年度から県国民保護計画に基づく訓練を実施しています。

平成 30 年度は、平成 31 年 1 月に国との共同図上訓練の実施を予定しています。

【これまでの訓練実績】

- ・ 図上訓練(県単独)：平成 19、21、22、23、26 年度
- ・ 図上訓練(国共同)：平成 20、27、28 年度
- ・ 実動訓練：平成 24 年度
- ・ 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練：平成 29 年度

4 ^{ジェイ・アラート}J-ALERT*の整備および訓練

住民に緊急情報を伝達するための有効な手段である J アラートが県内すべての市町に整備されています。

J アラート受信機については、配信情報量の増加等に対応するため、本年度中に県・全市町において、更新を行うこととしています。

平成 30 年度は、全国一斉情報伝達試験が 4 回（平成 30 年 5 月、8 月、11 月、平成 31 年 2 月）実施されるため、これらの訓練を通じて、市町の対応力の向上を支援していきます。

なお、弾道ミサイルが我が国に飛来する可能性がある場合の対処について、J アラート作動と同時に、知事を本部長とする「三重県危機対策本部」を設置し、初動対応にあたることとしています。また、J アラートが作動した場合の避難行動について理解の促進を図るため、昨年度（平成 29 年 8 月）、国、津市と合同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施したところです。

*J-ALERT（全国瞬時警報システム）

津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市区町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

5 避難施設の指定

県においては、県国民保護計画に基づき、地域の実状をふまえ、市町と連携・協力し、避難施設の指定を行ってきたところです。

平成 29 年 12 月の国基本指針の変更に伴う地下施設等の避難施設の指定の促進については、現在、市町に対し、避難施設として活用できる施設の選定や、これまで指定されていない地下施設で指定可能な箇所の選定を依頼しているところです。

それらの状況をふまえ、避難施設の更なる指定に取り組んでいきます。

【避難施設の指定状況】 平成 29 年 4 月 1 日現在

- ・ 施設数 1,849 収容人数 2,623 千人

別冊 1

平成30年5月

事務事業概要

防災対策部

事 務 事 業 概 要

項 目	概 要
<p>(防災対策総務課) 課長 清水英彦 (059-224-2181)</p> <p>1 防災ヘリコプターの運航管理</p>	<p>県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急救助活動、消火活動、被害状況の調査、緊急物資の輸送等の消防防災活動を行う。</p>
<p>(消防・保安課) 課長 山路栄一 (059-224-2108)</p> <p>2 消防・保安行政の推進</p>	<p>1 消防体制の強化 消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化及び連携・協力を進めるとともに、消防救急デジタル無線（共通波）の管理・運用の支援を行う。</p> <p>2 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 三重県救急搬送・医療連携協議会等の運営を行うとともに、傷病者の症状等に対応できる医療機関への迅速かつ適切な救急搬送のための「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の適切な運用を行う。（医療保健部地域医療推進課と共管）</p> <p>3 緊急消防援助隊制度の運用 緊急消防援助隊の訓練の支援、応援出動及び受援計画の見直し等、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。</p> <p>4 救急救命士等の資質の向上 救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の特定行為実施のための講習や指導救命士養成のための講習等を行う。</p> <p>5 消防団の活性化 団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進等に関する国からの通知等に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p>

項 目	概 要
(つづき)	<p>6 高圧ガスの保安</p> <p>(1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。 また、高圧ガス保安担当者に対する保安講習や管理職を対象とした保安対策セミナー等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、供給施設等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>7 火薬類の保安</p> <p>火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許認可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>8 猟銃製造販売の適正管理</p> <p>武器等製造法に基づき、猟銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施し、保管、管理の徹底を図る。</p> <p>9 電気関係の保安</p> <p>(1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気工事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p> <p>10 住宅防火及び火災予防の推進啓発</p> <p>火災による被害を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民及び事業所等の防火意識を高める。</p>

項 目	概 要
<p>(つづき)</p> <p>(防災企画・地域支援課) 課長 上村正典 (059-224-2184)</p> <p>3 防災・減災対策の推進</p>	<p>11 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施 危険物取扱者及び消防設備士に対する講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>12 石油コンビナート防災対策 石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p> <p>発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模地震やこれらの地震による津波、広域にわたり甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等の風水害に備え、市町や関係機関と連携して総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進を図る。</p> <p>1 三重県地域防災計画の推進 災害対策基本法に基づく県の総合的な防災計画として、国の防災基本計画や制度改正、各部局や防災関係機関からの意見、直近の災害で明らかになった課題等を反映した修正を行い、「自助」「共助」「公助」の取組を推進する。</p> <p>2 三重県防災・減災対策行動計画の推進 南海トラフ地震や内陸活断層による地震・津波に対し、「三重県防災・減災対策行動計画」に掲げた地震防災・減災対策を着実に推進し、県のめざす「防災の日常化」の定着を図る。</p> <p>3 DONETを活用した津波予測・伝達システムの整備 南海トラフ地震による津波対策として、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩地域で運用するとともに、県南部地域への早期導入を関係市町と連携して進める。</p>

項 目	概 要
<p>(つづき)</p> <p>(災害対策課) 課長 梅川幸彦 (059-224-2189)</p> <p>4 防災体制の整備</p>	<p>4 地域の防災・減災対策の推進</p> <p>県と三重大学が共同して設立した、「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上を図る。</p> <p>5 地域防災課題解決プロジェクトの推進</p> <p>「三重県防災・減災対策行動計画」策定にあたって実施した防災・減災対策の検証結果によって明らかになった「共助」の課題を解決するため、効果的な解決手法の検討、地域での実践・検証に取り組み、県内市町への水平展開を図る。</p> <p>6 緊急避難体制の整備</p> <p>大規模災害時における避難体制を整備するため、「津波避難に関する三重県モデル」「避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開を図る。</p> <p>7 市町の防災・減災対策支援</p> <p>地震・津波及び風水害に備えるため、市町が実施する地域特性に応じた防災・減災対策を地域減災力強化推進補助金等により支援するとともに、防災技術指導員・防災啓発専門員を派遣し、図上訓練実施や自主防災組織の活性化等の取組を支援する。</p> <p>1 災害対策本部体制の整備</p> <p>多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう、訓練等を通じて災害対策本部体制を検証するとともに、災害対応能力の向上をめざす。</p> <p>2 受援体制の整備</p> <p>県と市町が一体となった災害時受援体制の構築に向けて、昨年度策定した「三重県広域受援計画」をふまえた市町の受援計画の策定を支援する。</p>

項 目	概 要
(つづき)	<p>3 広域避難体制の整備 市町域を越えての広域避難について、関係市町と連携した体制の整備を進める。特に、県北部に広がる海拔ゼロメートル地帯では、大規模な広域避難が実施される可能性が高いことから体制を整備していく。</p> <p>4 広域防災拠点施設の維持管理 大規模災害時の県内への広域的な応援・受援体制の拠点としての役割を担う広域防災拠点の適切な維持管理を行う。</p> <p>5 県職員の防災対応力向上 県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、防災研修、情報伝達訓練及び緊急地震速報訓練等の実施により、県職員の防災意識及び対応力の向上を図る。</p> <p>6 防災訓練の実施 東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、地域住民、県職員及び防災関係機関職員の防災意識の高揚、防災対応力の向上を目的として、地域の特性を考慮した実践的な総合防災訓練、発災後の様々な局面の想定や応急対策活動における各機能に着眼した図上訓練等を実施する。</p> <p>7 防災気象情報の収集・伝達 災害の予防・軽減を図るため、気象情報や地震情報等の防災に関する情報を収集し、関係機関に伝達する。</p> <p>8 防災情報プラットフォームの運営 新しく構築した防災情報プラットフォームの運用を開始し、防災情報システムによる災害情報の収集や災害対応を行うとともに、県民に対し、「防災みえ.jp」ホームページによる気象情報や地図等を活用したわかりやすい防災情報の提供や、メール等配信サービスによる気象情報の提供を行う。</p>

項 目	概 要
<p>(つづき)</p>	<p>9 防災行政無線の管理・運営 気象警報・注意報をはじめとする防災気象情報について、防災通信ネットワーク（防災行政無線（地上系・衛星系）及び有線系）等を活用して、市町等に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努める。 また、防災通信ネットワークにより、防災関係機関相互の通信を確保する。</p> <p>10 防災行政無線の整備 防災通信ネットワークについて、有線系通信設備機器等のサポート終了に伴う再整備等を行う。</p>
<p>(危機管理課) 課長 竹内康雄 (059-224-2734)</p>	
<p>5 危機管理の推進</p>	<p>全庁的な危機発生時の対応のほか、危機情報の早期把握と対応、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組む。</p>
<p>6 国民保護の推進</p>	<p>三重県国民保護計画に基づく有事への対応を、より迅速かつ的確に実施するため、国民保護訓練等を実施する。</p>

防災対策部

政策名、施策名及び事業の内容	担当課 (電話番号)
<p>《政策名：防災・減災》</p> <p>〈施策名：(111) 災害から地域を守る人づくり〉</p> <p>1 「みえ防災・減災センター」事業 17,400千円 【(11101) 防災人材の育成・活用】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 「みえ防災・減災センター」において、防災に関する人材の育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究の取組を通して、県内の防災・減災対策を推進し、「防災の日常化」の定着を図ります。</p> <p>2 (新) 地域防災課題解決プロジェクト事業 2,500千円 <事業実施期間：平成30年度～平成31年度> 【(11101) 防災人材の育成・活用】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 東日本大震災、熊本地震、台風第21号などの様々な課題をふまえるとともに、南海トラフ地震を想定し、「共助」の取組の活性化を図るため、「みえ防災・減災センター」やセンターに職員を派遣した市町とともに、地域でのワークショップ等を通して実践・検証のうえ、課題解決に向けた手引書を作成し、県内市町への水平展開を図ります。</p> <p>〈施策名：(112) 防災・減災対策を進める体制づくり〉</p> <p>1 (一部新) DONETを活用した津波予測・伝達システム等展開事業 29,580千円 【(11201) 防災・減災対策の推進】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 南海トラフ地震による津波対策として、「DONETを活用した津波予測・伝達システム」の県南部地域への早期導入を進めるとともに、伊勢湾岸地域への導入について検討します。 また、台風対策として、「三重県版タイムライン」の運用を開始するとともに、気象台をはじめとする関係機関と連携しながら市町のタイムラインの策定を支援し、水平展開を図ります。</p>	<p>防災企画・地域支援課 (224-2185)</p> <p>防災企画・地域支援課 (224-2185)</p> <p>防災企画・地域支援課 (224-2184) 災害対策課 (224-2189)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課 (電話番号)
<p>2 地域減災対策推進事業 72,017千円</p> <p style="text-align: center;">【(11201) 防災・減災対策の推進】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>南海トラフや内陸活断層による地震・津波および台風・局地的豪雨等による土砂災害をはじめとする風水害に備えるため、市町が実施する避難所の総合的な整備をはじめ被災によって孤立した地域への支援など、地域特性に応じた防災・減災対策を支援します。</p> <p>また、津波避難施設整備等に対する支援制度により、県北部海拔ゼロメートル地帯における津波避難対策を促進します。</p>	<p>防災企画・地域支援課 (224-2185)</p>
<p>3 (新) 災害時受援体制整備事業 6,965千円</p> <p><事業実施期間：平成30年度></p> <p style="text-align: center;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>「三重県広域受援計画」に基づき、県と市町が一体となった災害時受援体制を築くため、計画の実効性向上や市町の受援体制の整備促進をめざした活動実験を行うとともに、市町の受援体制整備に関する作業手順を取りまとめた手引書を作成します。</p>	<p>災害対策課 (224-2189)</p>
<p>4 防災ヘリコプター運航管理費 268,004千円</p> <p style="text-align: center;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>防災ヘリコプター「みえ」を救急救助活動、災害応急活動等に活用し、本県消防防災体制の強化を図ります。</p>	<p>防災対策総務課 (235-2555)</p>
<p>5 国民保護対策費 5,690千円</p> <p style="text-align: center;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>三重県国民保護協議会を開催するとともに、関係機関と連携して国民保護訓練を実施します。また、Jアラート受信機の更新を行います。</p>	<p>危機管理課 (224-2734)</p>
<p>6 災害救助事業 39,219千円</p> <p style="text-align: center;">【(11202) 災害対策活動体制の充実・強化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 4 災害救助費)</p> <p>災害に備え、救助に必要な備蓄物資の保守管理を行います。また、災害救助法による救助に要する費用等の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てます。(健康福祉部からの事務移管)</p>	<p>防災企画・地域支援課 (224-2185)</p>
<p>7 防災行政無線整備事業 87,204千円</p> <p style="text-align: center;">【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】</p> <p>(第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費)</p> <p>地上系防災行政無線の総務省が定める新基準に対応した設備への更新および有線系の通信回線の再構築に向けた設計を行います。</p>	<p>災害対策課 (224-2157)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課 (電話番号)
<p>8 (一部新) 防災情報プラットフォーム事業 41,188千円 【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 防災情報プラットフォームについて、県民により幅広く、わかりやすい情報の提供や「三重県広域受援計画」に基づく災害時受援体制の迅速な把握等をめざして、機能の充実・追加を行います。</p>	<p>災害対策課 (224-2157)</p>
<p>9 気象情報収集事業 64,518千円 【(11203) 迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 1 防災総務費) 県内の震度情報を確実に収集するため、震度情報ネットワークシステムのサーバ更新を行います。</p>	<p>災害対策課 (224-2157)</p>
<p>10 消防行政指導事業 8,171千円 【(11208) 消防救急体制の充実・強化】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 県内各市町の消防団で構成される三重県消防協会の諸事業等の円滑な実施を通じて、消防団員の確保や消防団の活性化等に取り組みます。</p>	<p>消防・保安課 (224-2108)</p>
<p>11 高圧ガス指導事業 21,455千円 【(11209) 高圧ガス等の保安の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 3 銃砲火薬ガス等取締費) 高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガス事業所等の保安管理に関する指導を徹底するとともに、許認可申請に対する審査および保安検査、立入検査によって安全を確保します。また、企業による自主保安の推進を支援するための研修を行います。</p>	<p>消防・保安課 (224-2183)</p>
<p>《政策名：命を守る》</p>	
<p>〈施策名：(121) 地域医療提供体制の確保〉</p>	
<p>1 救急救命活動向上事業 3,850千円 【(12103) 救急医療等の確保】 (第2款 総務費 第8項 防災費 2 消防指導費) 救命率の向上に向け、メディカルコントロール体制のもとで指導救命士の養成講習や、救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施します。</p>	<p>消防・保安課 (224-2108)</p>
<p>《行政運営の取組》</p>	
<p>〈行政運営2：行財政改革の推進による県行政の自立運営〉</p>	
<p>1 危機管理推進事業 1,236千円 【(40201) 自立的な県行政の運営】 (第2款 総務費 第2項 企画費 5 危機管理費) 危機発生の未然防止に努めるとともに、危機発生時に迅速・的確な対応ができるよう、職務に応じた職員研修などを行います。</p>	<p>危機管理課 (224-2734)</p>